

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」 報告書案

～パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策～

平成25年5月

情報流通行政局
情報流通振興課
情報セキュリティ対策室

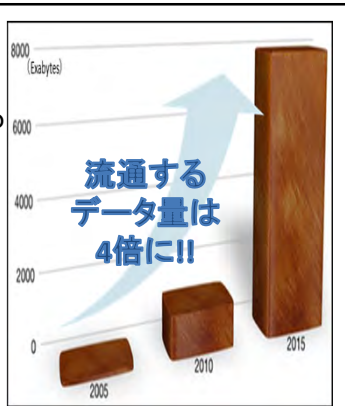
パーソナルデータの利活用に関する課題と研究会の開催について

ビッグデータの利用

ICTの普及発達

パーソナルデータ(個人に関する情報)を含む多種・多様な情報(いわゆるビッグデータ)の利用が可能に

個々人のニーズによりマッチした様々なサービス提供が可能に



プライバシー保護等に関する課題

- プライバシー保護等のルールについて不明確な部分が多いため、パーソナルデータを利用する新しい形態のビジネスに支障
- 個人に関する大量の情報 が集積・利用されることによるプライバシーについての不安

情報の自由な流通とプライバシー保護等の調和に配慮した、パーソナルデータの利活用のルールの明確化が必要

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催して検討

構成員

- ◎堀部 政男 一橋大学名誉教授
- 辻井 重男 中央大学教授
- 新保 史生 慶應義塾大学教授
- 曾我部 真裕 京都大学教授
- 桑子 博行 日本データ通信協会
- 岡村 久道 国立情報学研究所客員教授・弁護士
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会
- 吉川 尚宏 A.T.カーニー
- 安岡 寛通 野村総合研究所

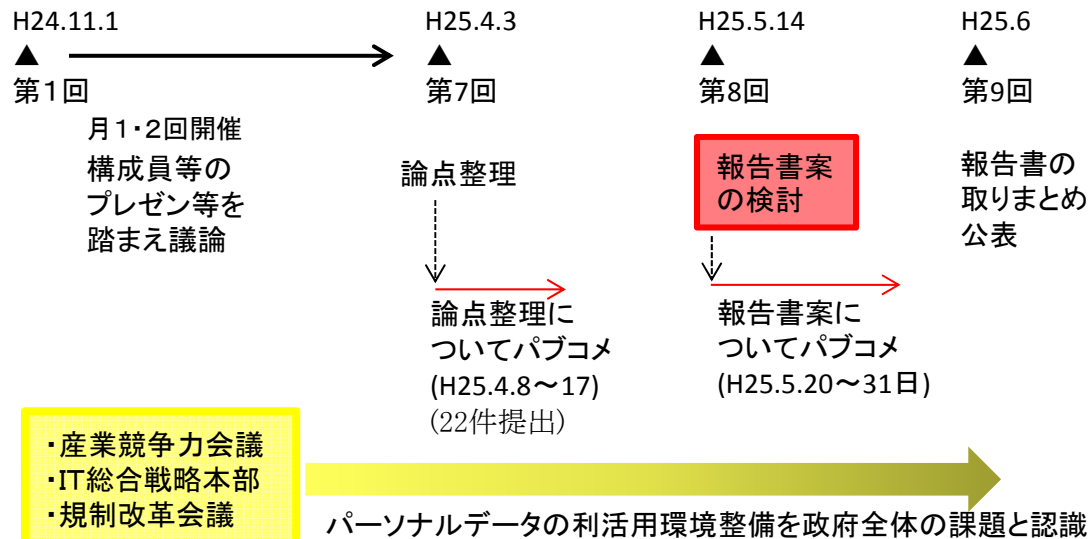
他に事業者、地方公共団体等が参加

(オブザーバー)

消費者庁、経済産業省

【◎:座長、○:座長代理】

開催スケジュール



先行的に実施すべき方向性(1)

①パーソナルデータの利活用の枠組みの体系

- ・パーソナルデータの利活用の促進と適切な保護の調和が重要。
- ・パーソナルデータの利活用を円滑に進めるため、その適正な取扱いについて信頼性の確保・強化が必要不可欠。
- ・パーソナルデータの利活用に関するルールの明確化が必要。

②保護されるパーソナルデータの範囲

- ・現行の「個人識別性」というメルクマールは基本的には妥当であるが、その該当性について判断する際に、プライバシーの保護という基本理念を踏まえて実質的に判断することが必要(「**実質的個人識別性**」)。
- ・個人のPCやスマートフォン等の識別情報、継続的に収集される購買履歴等は、保護されるパーソナルデータに含まれると考えられる。

③パーソナルデータの利活用のルールの内容の在り方

- ・保護されるパーソナルデータを、プライバシー性の高低により、以下の3類型に分類する。
 - ✓ 一般パーソナルデータ(公知情報、公開情報、名刺情報等のビジネス関連情報 等)
 - ✓ 慎重な取り扱いが求められるパーソナルデータ(スマートフォン等の電話帳、位置情報、契約者情報 等)
 - ✓ センシティブデータ(思想、信条等に関する情報、健康情報 等)
- ・保護されるパーソナルデータは、上記のプライバシー性の高低による分類や、データの取得の経緯(コンテキスト)に応じて、適正に取り扱うべきである。

先行的に実施すべき方向性(2)

④ パーソナルデータの利活用のルール策定の在り方

- ・ルール策定に際しては、「マルチステークホルダープロセス」(国、企業、消費者、有識者等、多種多様な関係者が参画するオープンなプロセス)を、積極的に活用することとすべきである。

⑤ パーソナルデータ利活用のルール遵守確保の在り方

- ・企業が自主的に定めたプライバシーポリシーや、マルチステークホルダープロセスを活用して策定されたルールの遵守を契約約款に規定することが考えられる。
- ・パーソナルデータに関し専門的な知見を有する有識者などからなる機関を設置し、ルールに関する判断の提示や紛争解決を行うことが考えられる。

⑥ パーソナルデータの保護のための関連技術の活用

- ・パーソナルデータの利活用の促進のためには、プライバシーを保護するための技術(匿名化、暗号化等)を最大限活用することが適切。
- ・匿名化により、再識別化を不可能又は十分に困難にしたものについては、自由に利活用できることとして差し支えないと考えられる。

⑦ 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保

- ・国際的なパーソナルデータの自由な流通の確保の実現に向けて、国際的なルールメイキングの議論に積極的に貢献していくべきである。

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書案(概要)③

5

本格的な実施のための方向性

- ・事業者の自主的な取組みや現行制度の運用改善等では、法的拘束力が十分でなく、**永続性・安定性の確保**のためには、**個人情報保護法の在り方の見直し**など制度的な取組が必要不可欠。
- ・これにより、企業の国際展開や国境を越えたビッグデータの活用などが容易になり、世界最高水準のICT社会の実現、我が国の経済成長に寄与。



以下の事項について、**政府全体として速やかに検討**を進めていくことが必要

○我が国におけるプライバシー・コミッショナー制度

- ・パーソナルデータに関し、国民の信頼を確保し、実質的な判断を行う、**専門的な知見を有する人材が、分野横断的に迅速かつ適切に処理していく体制の整備**が不可欠
- ・パーソナルデータの保護については、**独立した第三者機関であるプライバシー・コミッショナーを設置している国が、欧米など先進国を始め国際的には多数**

これを前提に、**各国のプライバシーコミッショナーが意見表明・調整を行う体制が国際的に形成**されている。

- ・EUは日本がパーソナルデータの十分な保護を行っているとは認定しておらず、EUと我が国の間のパーソナルデータの自由な流通に支障

○マルチステークホルダープロセス等の実効性の確保

- ・企業等が自主的に宣言したポリシー・ルール等への**遵守を確保するための制度整備**
- ・**マルチステークホルダープロセスに参加する企業へのインセンティブ**
- ・**マルチステークホルダープロセスに参加しない企業にもプライバシー保護を確保するための仕組み**

○現行の個人情報保護法に関する制度整備

- ・小規模事業者の扱い、共同利用の在り方、**プライバシー保護を実質的に確保するための認証制度の在り方等**

(参考) 諸外国のパーソナルデータ保護の監督機関

	監督機関名称	所管法令	管轄	組織形態
米国	連邦取引委員会 (Federal Trade Commission(FTC)) ※Department of Health and Human Services、Federal Communication Commissionなども個別分野を監督	連邦取引委員会法、金融サービス現代化法、公正信用報告法、児童オンラインプライバシー保護法 等	民間部門 (一部事業を除く)	委員会 (5名)
EU	欧州データ保護監察官 (European Data Protection Supervisor(EDPS))	Regulation (EC) No 45/2001 of 18 December 2000	EU機関	独任制
英国	情報コミッショナー (Information Commissioner)	データ保護法、情報自由法、プライバシー及び電子通信規則、環境情報規則	民間部門・公的機関	独任制
フランス	情報処理及び自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés(CNIL))	情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号	民間部門・公的機関	委員会 (17名)
ドイツ	連邦データ保護・情報自由監察官	ドイツ連邦データ保護法 (民間部門・公的機関を包括的に規制)	鉄道・郵便・通信部門及び連邦の公的機関	独任制
	各州の監督機関		鉄道・郵便・通信部門以外の民間部門及び各州の公的機関	州により異なる
カナダ	カナダプライバシーコミッショナー (Privacy Commissioner of Canada)	プライバシー法(連邦の公的機関)、個人情報保護及び電子文書法(連邦及び州の民間部門(4州は州法が適用))	民間部門・連邦の公的機関	独任制
	各州プライバシーコミッショナー	各州の法律	各州公的機関 (民間部門も対象とする場合あり)	独任制
ニュージーランド	プライバシーコミッショナー事務局 (Privacy Commissioner)	プライバシー法	民間部門・公的機関	独任制
オーストラリア	オーストラリア情報コミッショナー (Australian Information Commissioner) プライバシーコミッショナー (Privacy Commissioner) (前者が後者の上位にあたる。)	オーストラリア情報コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act) プライバシー法 (Privacy Act)	民間部門・公的機関	独任制
シンガポール	シンガポール個人情報保護委員会 (Personal Data Protection Commission Singapore(PDPC))	個人情報保護法 (PDPA)	民間部門	委員会 (3~17名)
韓国	個人情報保護委員会	個人情報保護法	民間部門・公的機関	委員会 (15名)

(参考)

個人情報・プライバシー保護に係る国際状況

7

E U

- 1995年:「個人データ保護指令」
 - ・保護が十分でない国への個人情報の移転は原則禁止 等
- 2012年1月:「個人データ保護規則案」
 - ・忘れられる権利
 - ・プライバシー・バイ・デザイン
 - ・オプトイン原則
 - ・課徴金(最大100万ユーロ又は事業者の全世界での売上高の2%相当額) 等

EUから日本への
個人情報の移転



日本は保護が
十分とされていない
ため、原則不可

日 本

- 2003年:個人情報保護法
- 各省庁が所管業界を監督
(独立監督機関なし)

EUから米国への
個人情報の移転



EU・米国間の
セーフハーバー枠組み
により、可能

米 国

- 分野横断的な個人情報保護法は存在しておらず、自主規制が基本
自主規制の遵守をFTC(連邦取引委員会)が監督
- 2012年2月:ホワイトハウス
「消費者プライバシー権利章典」公表
- 2012年3月:FTC(連邦取引委員会)
「急速に変化する時代における消費者
プライバシーの保護」公表

- 国際的対応
EU・米国の動きを踏まえた
検討が出来ていない。
- 新たな環境への対応
ビッグデータなどに対応した
新たなルール作りが出来て
いない。